

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第60号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲		免除の範囲	
略				略			
医 師 養 成 確 保 奨 学 金	県内における医師の確保を図るため、 <u>大学（学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。</u> 以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この	略	医 師 養 成 確 保 奨 学 金	県内における医師の確保を図るため、 <u>大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）</u> において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この	略

項において「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者(以下この項において「地域枠入学者」という。)以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(当該期間が9年を超える場合にあつては、9年)とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)内に、指定病院等において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該

項において「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者(以下この項において「地域枠入学者」という。)以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(当該期間が9年を超える場合にあつては、9年)とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)内に、指定病院等において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が

		期間が6年を超える場合にあつては、6年)以上通算して従事したとき。			6年を超える場合にあつては、6年)以上通算して従事したとき。
		略			略
		略			略
緊急医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者(緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠により入学した者に限る。)で、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所(以下「勤務命令病院等」という。)において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部	緊急医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者(緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠により入学した者に限る。)で、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所(以下「勤務命令病院等」という。)において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金
臨時特例医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学(以下「岡山大学」という。)又は国立大学法人山口大学(以下「山口大学」という。)において医学を専攻する者(地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。)で、将来指定病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院において臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金(以下この項に	債務の全部		

		<p>において「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。</p> <p>2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p> <p>3 前号に該当する</p>	債務の全部又は一部
医師	<p>県内における医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学</p>	<p>1 留学における研修を終了した日から起算して3月(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)以</p>	債務の全部

	医師の業務に従事 することができな くなったとき。			
略		略		
備考 略		備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。